



総務省

# スマートフォン・プライバシー・ セキュリティ・イニシアティブ(SPSI) について

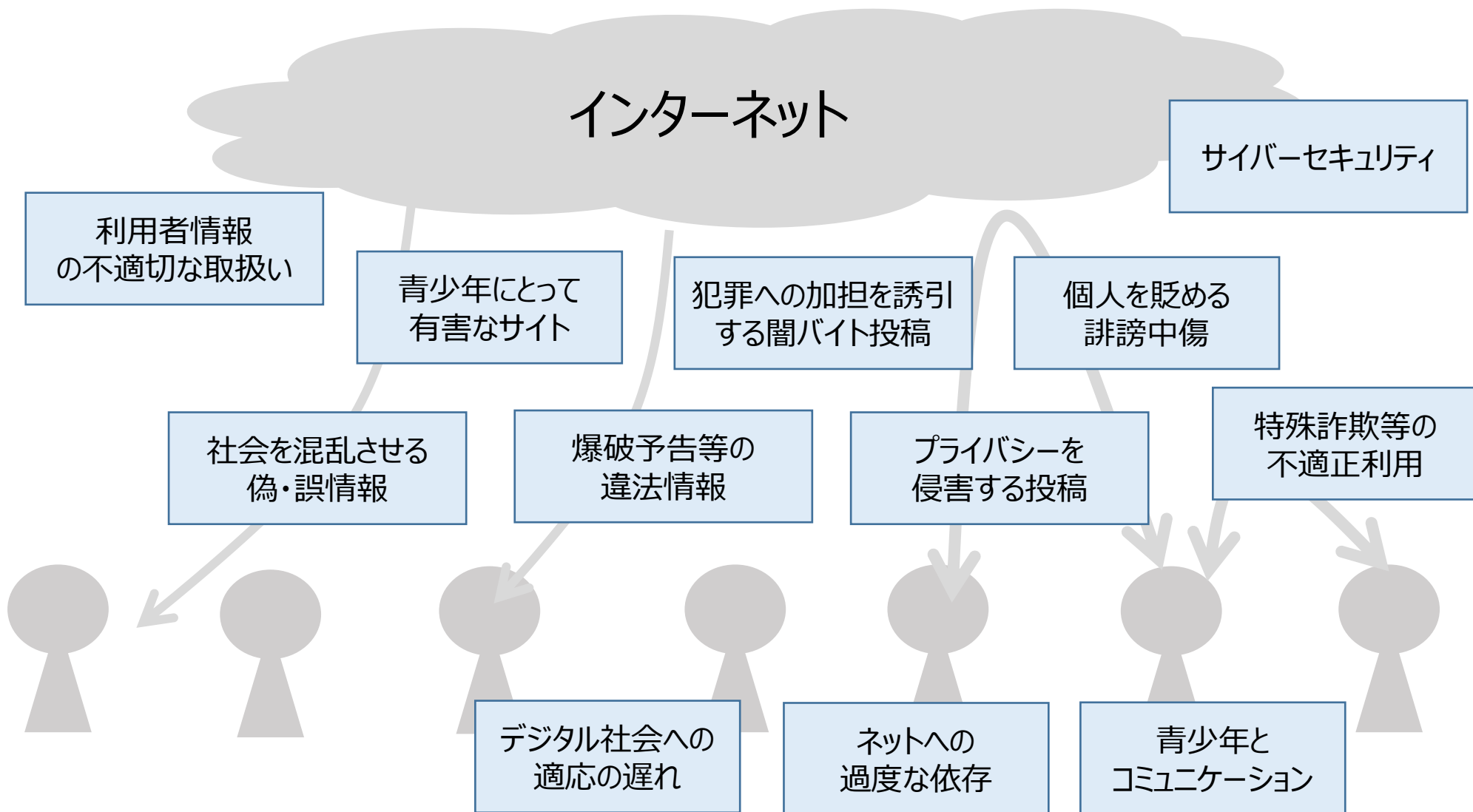
---

令和7年2月18日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 利用環境課

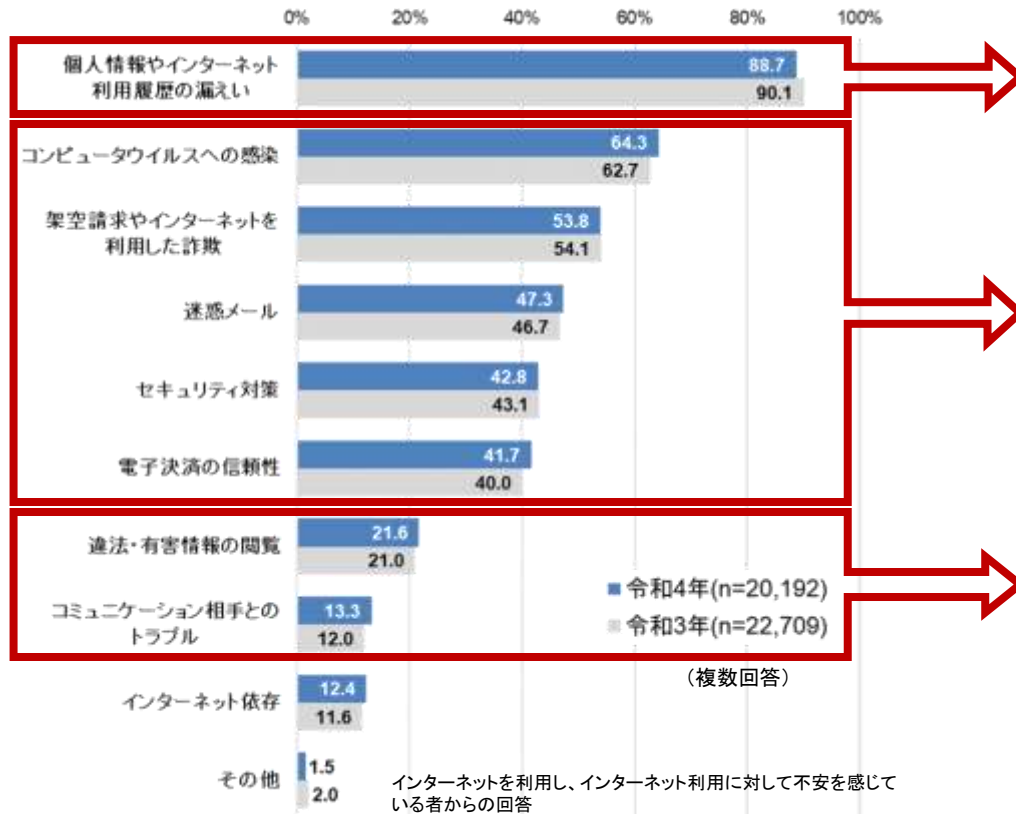
- ICTサービスの拡大とともに、サービス利用に伴う諸課題も拡大・多様化



- 利用者情報の保護、不適正利用への対処について、利用者の不安が顕在化している。

## インターネット利用における不安の内容

不安の具体的な内容は、「**個人情報やインターネット利用履歴の漏えい**」(88.7%)が最も高く、「**コンピュータウイルスへの感染**」(64.3%)、「**架空請求やインターネットを利用した詐欺**」(53.8%)と続く。



## 対処すべき政策課題

利用者情報の保護  
の更なる促進

ICTサービスの  
不適正利用への対処

その他  
(誹謗中傷等の違法・有害情報への対応等)

ICTサービスの利用を巡る諸問題に幅広く対処し利用環境を整備するため、令和6年2月から、2つのWGを設けて以下について検討。

- ① 特殊詐欺等のICTサービスの不適正利用への対処
- ② 利用者情報の保護の更なる促進

## ICTサービスの 利用環境の整備 に関する検討会

座長: 宍戸常寿  
東京大学大学院教授

### 不適正利用対策 に関するWG

主査: 大谷 和子  
(株)日本総合研究所  
執行役員

- SMSの不適正利用対策
- 携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認方法の見直し

### 利用者情報 に関するWG

主査: 山本 龍彦  
慶應義塾大学大学院教授

- スマートフォン上のプライバシー対策  
(スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ(SPI))の見直し
- 利用者情報の取扱いに関する定期的なモニタリング  
(プラットフォーム事業者等)

## 目的

本ワーキンググループは、「ICT サービスの利用環境の整備に関する研究会」の下に開催される WG として、電気通信事業、プラットフォームサービス等に係る利用者情報の更なる保護等に向けて、最近の動向等を踏まえ、専門的な観点から集中的に検討することを目的とする。

## 検討事項

- (1) 電気通信事業、プラットフォームサービス等に係る利用者情報の取扱い等の在り方の検討
- (2) 電気通信事業者、プラットフォーム事業者等の関係事業者及び関係団体等による取組の実態把握
- (3) その他

## 構成員

(令和6年11月時点)

(主査)	山本 龍彦	慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授
(主査代理)	生貝 直人	一橋大学大学院 法学研究科 教授
	江藤 祥平	一橋大学大学院 法学研究科 教授
	太田 祐一	株式会社DataSign 代表取締役社長
	木村 たま代	主婦連合会 国際規格化推進マネージャー
	寺田 眞治	一般財団法人日本情報経済社会推進協会 客員研究員
	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
	呂 佳叡	森・濱田松本法律事務所 弁護士

- スマートフォンの普及に伴い、アプリケーション等により取得・蓄積された利用者情報（アドレス帳、位置情報等）が、本人の意図しないかたちで外部送信されている事案が発覚、社会問題化。
- 上記を踏まえ、2012年に、総務省において、スマホアプリ提供者等の関係事業者が利用者情報を適正に取り扱う上で実施することが望ましい事項（プライバシーポリシーの作成・掲載等）を「スマートフォン プライバシーイニシアティブ（SPI）」としてとりまとめて公表。

## 2012年8月 スマートフォン プライバシー イニシアティブ（SPI）

- スマホアプリ提供者等の関係事業者が利用者情報を適正に取り扱う上で実施することが望ましい事項を示すとともに、利用者のリテラシー向上のための情報提供・周知啓発について提言



## 2013年9月 スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ（SPIⅡ）

- SPIで示された利用者情報の適正な取扱いについて実効性を確保するための方策について提言



## 2017年7月 スマートフォン プライバシー イニシアティブⅢ（SPIⅢ）

- これまでの報告書の形式から、スマホアプリ提供者等の関係事業者が参照しやすいよう、関係事業者の役割分担を明確化し、プライバシーポリシーの作成等の取組を具体化



## 2024年11月 スマートフォン プライバシー **セキュリティ** イニシアティブ（SPSI）

- **セキュリティ**の観点から取り組むべき事項を追加
- 電気通信事業法等の国内制度改正を反映するとともに、民間の取組や諸外国制度の動向を踏まえて取組を追記（ダークパターンの回避、センシティブ情報取得時の本人同意等）

- 国内外の制度の動向や民間事業者による取組を踏まえ、令和6年3月～11月にかけて、利用者情報に関するWGにおいて議論を行い、SPIについて以下のとおり見直しを行った。

## 1.位置付け

法令から一歩進んだベストプラクティスとして、望ましい対応を記載  
(法的拘束力はない点を明記)

## 2.国内制度の反映

**R2改正個人情報保護法** (個人情報の不適正利用の禁止、個人関連情報の第三者提供の制限等)  
**R4改正電気通信事業法** (特定利用者情報規律及び外部送信規律の新設)  
の反映

## 3.諸外国等の動向を踏まえた対応

欧州の制度 (GDPR、DSA等) の動向等も踏まえ、  
**ダークパターン**に係る対応や**プロファイリング**に係る**予見性確保**を追記。

諸外国での制度に加え、民間事業者における取組を踏まえ、  
**センシティブ情報への配慮**や**こどもの利用者情報保護**等を追記。

(センシティブ情報取得時の同意、予測・生成行為を実施しないこと)  
(こどもの情報のプロファイリングによるターゲティング広告の表示をしないこと)

## 4.民間の取組を踏まえた対応

民間事業者の取組を踏まえ、  
**必要最小限でのデータ取得**や**同意撤回方法のプライバシーポリシーへの掲載**、  
**事業者横断的トラッキング**、**位置情報**や**写真データ**等の**適正な取扱い**を追記

## 5.その他

**セキュリティの確保**に関して望ましい対応についても追記



赤字が見直しによる主な追加部分

<b>基本原則</b>	(1) 透明性の確保 (2) 利用者関与の機会の確保 (3) 適正な手段による取得の確保・ <b>不適正利用の禁止</b> (4) 適切な安全管理の確保	(5) 苦情相談への対応体制の確保 (6) プライバシー・バイ・デザイン/ <b>セキュリティ・バイ・デザイン</b> (7) <b>特定の情報及び利用者への属性に応じた配慮</b>
-------------	---	---

スマホアプリ提供者の取組 (例)	アプリストア運営事業者の取組 (例)
------------------	--------------------

<p><b>プライバシーポリシーの作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プライバシーポリシーをアプリごとに日本語であらかじめ作成することが望ましい。</li> </ul>	<p><b>苦情相談への対応体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 苦情相談の窓口・連絡先を設置する等体制の整備に努めることが望ましい。</li> </ul>	<p><b>プライバシーの確保に係る取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ スマホアプリ提供者がプライバシーに係る左記の事項を実施しているか確認することが望ましい。</li> <li>▶ アプリストアへのアプリ登録審査時に、本指針を踏まえた基準等を作成し、あらかじめ公表することが望ましい。</li> <li>▶ アプリの掲載を拒否する場合は、その理由についてスマホアプリ提供者に対して適切なフィードバックすることが望ましい。</li> <li>▶ 説明や情報提供の方法が適切でないアプリが判明した場合、アプリストアからの削除等を実施し、連絡窓口を設置することが望ましい。</li> </ul>
<p><b>プライバシーポリシー等の運用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プライバシーポリシーを公表し、アプリを利用しようとする者が容易に参照できる場所に掲示・リンクを張ることが望ましい。</li> <li>▶ 以下のようなプライバシー性が高い利用者情報の取得・利用については同意取得等の適切な対応することが望ましい。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 個人情報を含む電話帳情報</li> <li>② 人種・信条・病歴等のセンシティブ情報 <small>(※センシティブ情報を予測・生成するプロファイリングは原則実施しない。実施の場合は同意を取得)</small></li> <li>③ こどもの利用者情報 <small>(※法定代理人からの同意を取得、こどもの利用者情報のプロファイリングに基づくターゲティング広告は実施しない)</small></li> <li>④ 利用者行動のトラッキング <small>(※事業者横断的なトラッキングを行うために利用者情報を取得する際には、同意を取得)</small></li> <li>⑤ 契約者・端末固有ID</li> <li>⑥ GPS等による位置情報</li> <li>⑦ 通信内容・履歴</li> <li>⑧ スマホアプリの利用履歴やスマホ保存の写真・動画</li> </ul> </li> <li>▶ 利用者が同意した場合であっても、同意の撤回ができる機会を提供し、<b>同意の撤回方法をプライバシーポリシーに記載することが望ましい。</b></li> </ul>	<p><b>適切な安全管理措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 利用者情報が漏えい、滅失又はき損の危険にさらされないように、安全管理のために必要な措置を講じることが望ましい。</li> </ul>	
	<p><b>アプリケーションの開発時における留意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 利用者の個人情報やプライバシーが保護されるように、アプリの企画及び設計の段階から、適切な仕組みを組み込むことが望ましい (プライバシー・バイ・デザイン)。</li> </ul>	
	<p><b>ダークパターン回避の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 利用者を欺いたり操作する方法又は利用者が自由に決定を行う能力を実質的に歪めたり損なったりする方法 (ダークパターン) で利用者情報の取扱いを行わないことが望ましい。</li> </ul>	
	<p><b>電気通信事業法への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 令和4年改正電気通信事業法で導入された、特定利用者情報規律、外部送信規律の遵守</li> </ul>	
<p><b>セキュリティの確保に係る取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ セキュリティが適切に確保されるよう、アプリの企画及び設計の段階から、適切な仕組みをアプリに組み込むことが望ましい (セキュリティ・バイ・デザイン)。</li> <li>▶ アプリに係る脆弱性情報を収集し、窓口・連絡先を設置するなど必要な体制の整備に努める。</li> </ul>		<p><b>セキュリティの確保に係る取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ アプリストアで提供されるアプリが満たすべきセキュリティ要件を示し、当該要件を満たしているか審査することが望ましい。</li> <li>▶ アプリストアで提供される各アプリが、脆弱性報告のための窓口を有するとともに、アプリ提供者が適切なタイミングで脆弱性を開示するための手続を有していることを確認することが望ましい。</li> <li>▶ アプリの掲載を拒否する場合は、その理由について、スマホアプリ提供者に対して適切なフィードバックすることが望ましい。</li> </ul>



# SPSIについて今後検討を深めていくべき事項

- SPSIに関しては、以下の事項につき検討を深めていくべきとされており、令和6年12月から利用者情報WGにおいて検討中。

## (1) SPSIの対象スコープ

### ① デバイス

スマートフォンとそれ以外のデバイスにおける利用者情報の取扱いについて、どのような点が共通し、又は異なるか等について調査等を行った上で対象スコープを議論すべきではないか。

### ② ウェブサイト

アプリケーションとウェブサイトとで取得する利用者情報の取扱いに差異があるか等について調査等を行い、関係事業者やウェブサイト運営者に対する説明やヒアリング等の必要な対応を行った上で、ウェブサイトを対象とするべきか検討すべきではないか。

## (2) 青少年保護

スマートフォンの低年齢からの利用が進んでおり、こどもの発達段階に対応した配慮を要することから、青少年保護の観点から取り組むべき事項、望ましい事項について検討すべきではないか。

## (3) 位置づけ

SPSIは、法令から一歩進んだベストプラクティスとして、関係事業者等の望ましい対応を記載しているところ、その望ましいとされる度合いについて整理して構造的に示すことを検討すべきではないか。



総務省

ご清聴ありがとうございました